

## 議事要旨(6)無形資産専門委員会における検討状況について

逆瀬副委員長（専門委員長）及び豊田主任研究員より、審議事項（６）- 1 及び審議事項（６）- 2 に基づき、企業結合により取得した仕掛研究開発の取得時における会計処理及び取得した後の会計処理に関する専門委員会での検討状況について説明がなされ、委員からの発言は次のようなものであった。

### （企業結合により取得した仕掛研究開発の償却開始時期）

- ・ 事務局案では、「A 案：生産活動への利用開始時点から償却する案」と「B 案：社内の研究開発への利用開始時点から償却する案」のうち A 案を支持している（企業結合により取得した仕掛研究開発を資産として計上する考え方として、仕掛研究開発は、その後の社内研究開発活動の成果と区別された独立の生産要素であり、独立して生産活動に利用されるという見方をとっているため）。しかしながら、国際的な会計基準において償却開始時期に関する詳細な規定が存在しないこと、取得した仕掛研究開発と製品等が必ずしも 1 対 1 に対応するとは限らない場合もあることから、A 案に限定することなく企業の判断に任せるべきではないか。

### （企業結合により取得した研究開発用の有形資産の取扱い）

- ・ 事務局案では、「A 案：企業結合により取得した仕掛研究開発（無形資産）と一致させる案」と「B 案：通常の有形固定資産等の取得と同様の方法を採用する案」を検討しているが、企業結合により有形資産を取得した場合と個別に有形資産を買い入れた場合に違いはないと考えるため、取得後の会計処理については、一般のルールに従うべきではないか。
- ・ 企業結合により取得した仕掛研究開発（無形資産）と研究開発用の有形資産を単一の資産として認識し、一体となって会計処理を行うべきではないか。

以 上